

仙南地域広域行政事務組合監査告示第3号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定例監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和3年11月18日

仙南地域広域行政事務組合

監査委員 佐藤長壽郎

監査委員 斎藤英之



1 監査年月日

令和3年11月18日（木）

2 監査対象

（1）工事監査

- | | |
|-----------|-------------------|
| ① 企画財政課 | 総合庁舎受電設備遮断器更新工事 |
| ② あぶくま斎苑 | 調整池付近法面等復旧工事（繰越分） |
| ③ 仙南最終処分場 | 法面等災害復旧工事（繰越分） |
| ④ 消防本部 | エアコン改修工事 |

（2）事務監査

仙南リサイクルセンター、仙南最終処分場、角田衛生センター及び柴田衛生センターに属する次の書類

- ① 出勤簿、年次有給休暇届、特別休暇簿
- ② 旅行命令簿
- ③ 時間外勤務命令簿、特殊勤務手当支給台帳
- ④ 備品台帳
- ⑤ その他財務に関する書類

（3）現場視察

仙南最終処分場 法面等災害復旧工事

3 監査の方法

あらかじめ監査資料の提出を求め、関係書類の事前審査を行ったほか、必要に応じて関係職員から説明を聴取し実施した。

4 監査の結果

書類監査の結果については、おおむね適正に執行していると認められた。なお、事務執行上留意すべき軽微な事項は口頭により指導した。